

いわて 公益法人だより



第37号
(令和7年4月)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
Tel 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【審議会からのお知らせ】	...P1
法改正に伴うオンライン様式の変更について	...P2～3
財務規律に係る留意事項について	...P4
「公益認定等ガイドライン(令和6年12月改訂) の読み方・使い方」について	...P5
令和7年度公益法人・移行法人担当職員	...別紙

【MESSAGE】

本年度もよろしくお願いいたします。

令和7年4月1日から、公益法人新制度がスタートしています。制度改正に関連する情報については、引き続き『公益法人だより』等を通じてお知らせしていきます。

また、別添のとおり、令和7年度の法人ごとの担当職員をお知らせいたします。法人の皆様からの相談も含めた窓口となりますので、御確認ください。

【審議会からのお知らせ】

① 令和7年度の岩手県公益認定等審議会の開催日程について

第1回 6月10日／第2回 9月8日／第3回 12月4日／第4回 3月6日 を予定しています。

「変更認定」及び「変更認可」については、申請から審議会への諮問までに(審査や申請書類の修正対応等で)標準的な場合で2か月程度かかります。

行政経営推進課へあらかじめ御相談の上、早めに申請の準備をお願いします。

② 県庁総務部行政経営推進課の公益法人・移行法人担当職員について

各種申請や届出の受理、立入検査の実施等を担当する行政経営推進課の担当職員をお知らせします。

小野寺、佐々木、細川、中澤の4名が皆様の窓口となります。

法人ごとに担当者を決めておりますので、別添の一覧を御確認ください。

法改正に伴うオフライン様式の変更について(1)

法改正に伴い、令和7年4月1日以降に使用するオフライン様式が変更されています
(旧様式は使用できません。)。様式変更後初めての手続の際には、早めに作業を開始して確認の時間を十分に確保するなど、提出する様式に不備が生じないよう御留意ください。

様式の変更が生じた手続

- ・公益認定申請 (A1-1)
- ・変更認定申請 (A2-1)
- ・合併による地位の承継の認可申請 (A3-1)
- ・合併消滅法人の事業報告等(認定法施行規則第10条第 4 項)の提出 (B3-5)
- ・合併消滅法人の事業報告等(認定法施行規則第60条第 4 項)の提出 (B34-1)
- ・変更の届出 (B4-1)
- ・事業計画書等の提出 (C1-1)
- ・事業報告等の提出 (C2-1)

上記のうち、定期提出書類に係る様式については、臨時号(R7年3月発行)において変更内容をお知らせしましたが、これから作成する法人が多いと思われる「事業報告等の提出 (C2-1)」の様式について、次ページに再掲します。



法改正に伴うオフライン様式の変更について(2)

令和7年3月31日までに開始した事業年度に係る事業報告書についても様式が変わります。
作成の際は新しい様式で作成するよう御注意ください(旧様式は使用できません。)

【事業報告書等に係る提出書】

※赤枠の書類が「財産目録等」に該当し、
行政庁の公表対象。

財産目録
役員等名簿(R6事業年度末日における役員等記載)
報酬等支給基準
キャッシュ・フロー計算書
運営組織に関する重要な事項 … ①
事業活動に関する重要な事項 … ②
事業・組織体系図(組織運営に関する重要な事項の添付書類)
別表A 収支均衡
別表B 公益目的事業比率
別表C 遊休財産額
別表F 費用額の配賦
別表H 公益目的取得財産残額
特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
資産取得資金資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
社員名簿
貸借対照表及びその附属明細書
損益計算書及びその附属明細書
事業報告及びその附属明細書
監査報告
会計監査報告
確認書(国税)・納税証明書(地方税)
社員資格得喪の細則
会員等に係る細則
寄附の使途の特定内容が分かる書類

これまで作成・備置き
等のみ求められてい
た書類についても、
行政庁に提出。

① 組織運営に関する重要な事項について

- ・ 従来の様式を統合。
「別紙2 法人の基本情報及び組織」
＋「別表E 経理的基礎」
- ・ 新規事項として以下を追加。
○ 理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額
○ 法人から受ける財産上の利益が2,000万円を
超える者について、その額及び必要の理由

② 事業活動に関する重要な事項について

- ・ 従来の様式を統合。
「別紙1 運営組織・事業活動の状況」の一部(寄
附・金融資産・資産、負債及び期末純資産)
＋「別表D 意思決定関与財産」
- ・ 新規事項として以下を追加。
○ 関連当事者との取引の有無
○ 海外へ送金等取引の有無及びリスク軽減策
の有無

※ その他、「別紙3 法人の事業」「監督
上の処分又は指導の一覧」は廃止。

財務規律に係る留意事項について

4月1日からの新公益法人制度においては、財務規律が柔軟化・明確化されました。一方で、更なる信頼確保のため、自律的ガバナンスの充実、透明性の向上が求められます。

法人の皆様においては、次の事項に御留意いただき、引き続き自己の財務状況を適切に把握するようお願いします。

①公益認定基準(経理的基礎)への適合(公益法人)

債務超過など、**公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を欠く状況**になった場合には、公益認定基準に適合しなくなったと判断され、最終的に公益認定が取り消される可能性があります。

②純資産300万円の確保(公益財団法人・一般財団法人(移行法人))

財団法人は、一定の目的のために提供された財産に法人格を付与する制度であることから、一定規模の財産の保持義務が課されており、**貸借対照表上の純資産額(正味財産額)が2事業年度連続で300万円未満**となった場合には、一般法人法の規定により解散することとなります。

③公益目的支出計画の確実な実施(移行法人)

移行法人は公益目的支出計画の確実な実施が求められます。移行法人が収支改善等のため事業費を削減し、**公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合は、公益目的支出計画の変更認可を受ける必要があります。**

「公益認定等ガイドライン(令和6年12月改訂)の読み方・使い方」について

内閣府 公益法人メールマガジン第216号(令和7年4月9日発行)から抜粋

令和6年12月に改訂した公益認定等ガイドラインでは、「予見可能性の向上」「認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきの抑制」、「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」を徹底する観点から、従来に比べて制度の趣旨や考え方が詳細に記載されましたが、その結果、大部なものとなりました。

そこで、この度、公益法人に携わる皆様が、「まず、ガイドラインのどこを見たらよいか」を探すための道案内として「公益認定等ガイドライン(令和6年12月改訂)の読み方・使い方」を作成しました。

本資料では、ガイドラインの趣旨・目的や構成、各章の内容の簡単な紹介に加えて、公益認定申請を検討している者や制度改革を勉強している公益法人関係者などが最初にみるべき事項についてまとめたガイドラインの使い方についても掲載しています。

ぜひご活用ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/a846rbz72g.html>